

飛島村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名	海部郡飛島村
事 業 名	農業集落排水事業
策 定 日	令和 3 年 3 月（改定日：令和6年3月）
計 画 期 間	令和 2 年度 ～ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	・政成処理区 平成 4年度(32年経過) ・大服処理区 平成 6年度(30年経過) ・渚松之郷処理区 平成 8年度(28年経過) ・梅之郷処理区 平成10年度(26年経過) ・竹之郷処理区 平成13年度(23年経過) ・三福処理区 平成 7年度(29年経過) ・元起処理区 平成16年度(20年経過) ・南竹堤処理区 平成 9年度(27年経過)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法 適 (一 部 適 用) (令 和 5 年 4 月 1 日 から)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	17.2	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	接続なし
処 理 区 数	8処理区 (政成処理区・大服処理区・渚松之郷処理区・梅之郷処理区・竹之郷処理区・三福処理区・元起処理区・南竹堤処理区)		
処 理 場 数	8処理区 (政成処理場・大服処理場・渚松之郷処理場・梅之郷処理場・竹之郷クリーンセンター・三福処理場・元起クリーンセンター・南竹堤処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化：近隣自治体との距離もあり接続は困難であることから予定はありません。 最適化：隣接する農業集落排水施設の統廃合は高低差の関係、また村内の社会的条件により困難であることから予定はありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	880円/戸+352円/人(1世帯1人当たり) 消費税含む						
業務用使用料体系の概要・考え方	・一般業務用(一般用と業務用の区別がしがたい建築物) 880円/戸+352円/人(世帯員に換算処理人員を加えた人員1人当たり) ・業務用(事業所・事務所・作業所・店舗・共同住宅等) 880円/戸+352円/人(換算処理人員1人当たり)						
	換算処理人員表						
	業務形態	換算対象数値	換算率	摘要			
	店舗(厨房施設無)	従業員数	0.3	水を使わない店舗			
	店舗(厨房施設有)	水道使用量	1/8	調理等をする店舗			
	飲食店	水道使用量	1/8	食堂・喫茶店等			
	事業所等	従業員数	0.3	事業所・水を使わない事業所			
	事業所等(厨房施設有)	水道使用量	1/8	食堂がある事業所			
	共同住宅	居住人数	1.0	寮・共同住宅			
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	1,936	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	1,647	円
	令和4年度	1,936	円		令和4年度	1,697	円
	令和5年度	1,936	円		令和5年度	1,510	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	建設課 3名 うち 課長 1名 主任 1名 主事 1名
事 業 運 営 組 織	村長 — 開発部(部長、次長) — 建設課(課長 以下2名)

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	村内の全施設の運転管理を包括的に民間事業者に委託しており、維持管理業務の効率化を図っています。また水質検査や清掃業務も民間事業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別添次頁のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

村全体では、過去10年間で人口は57人、約1.2%の微増となっています。本村はほぼ全域農業集落排水処理区域であり、処理区域内人口も村全体人口の動態と同様と考えます。今後も過去10年同様に年間約0.1%程度のわずかな増加にとどまり、人口はほぼ横ばい状態が続くと予測します。

(2) 有収水量の予測

人口の予測同様、有収水量もわずかに増加するものの、ほぼ横ばい状態であると予測します。

(3) 使用料収入の見通し

本村では施設使用料は基本料金と人員割の合算による定額制により徴収しています。人口と世帯数が増加すれば使用料が増加してことになりますが、人口は「2.(1)」で述べたとおり横ばい、世帯数についても人口同様に微増で、ほぼ横ばいであると予測しています。また、水洗化率は類似団体平均値90.32%と比べ、99.08%と非常に高い水準を達成しており、区域内の新規接続者も期待できません。よって、使用料収入は微増はするものの、今後も横ばい傾向である見通しです。

経営比較分析表（令和5年度決算）

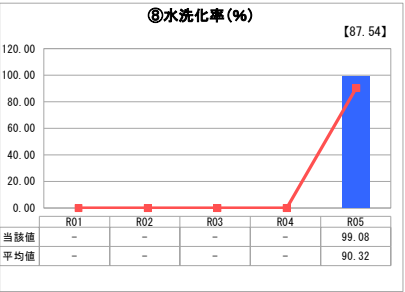
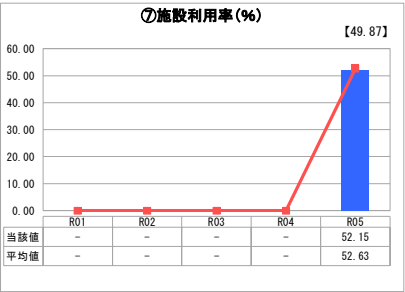
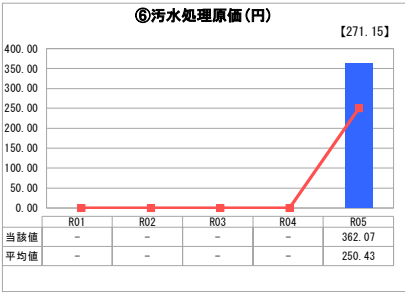
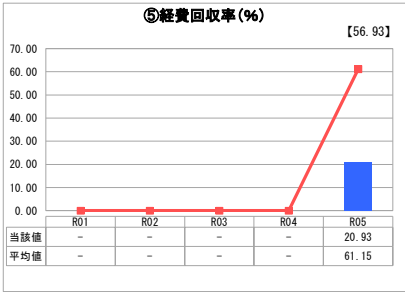
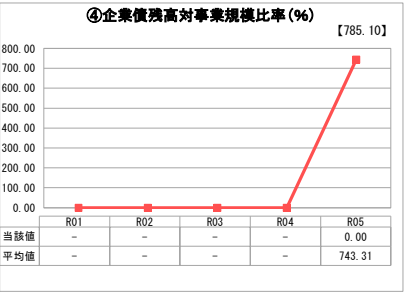
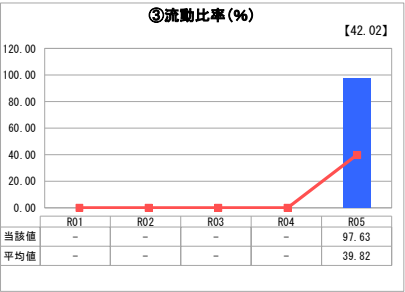
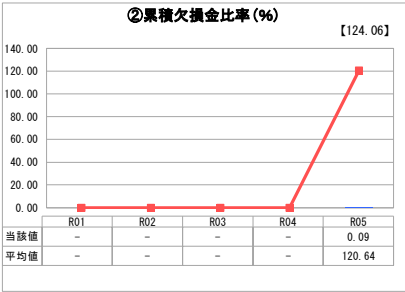
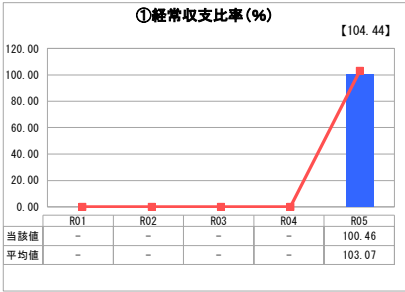
愛知県 飛島村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	96.87	83.54	90.00	1,936

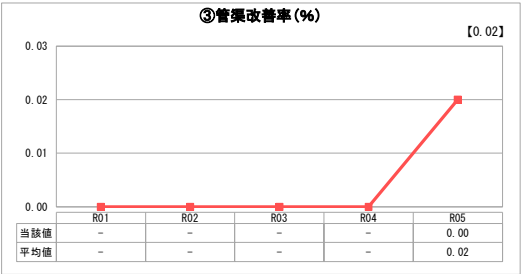
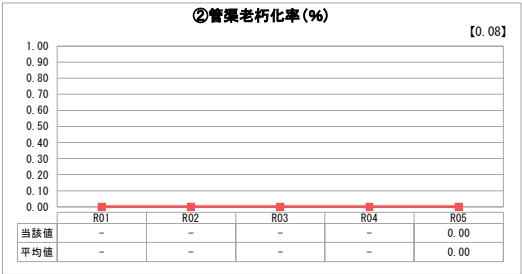
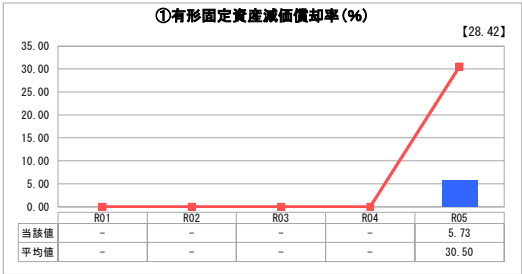
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,711	22.43	210.03
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,912	2.27	1,723.35

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①計上収支比率
黒字ではあるものの一般会計からの補助金に依存しているのが実情で、経営改善に向けた取り組みが必要な状況である。
- ②累積欠損金比率
欠損金が生じたものの、次年度以降に解消していく見込みである。
- ③流動比率
新たな起債を行っておらず、翌年度償還予定の企業債が減少していることから平均値を上回っている。
- ④企業債残高対事業規模比率
新たな起債を行っていないため企業債残高は減少しており、平均値を大きく下回っている。
- ⑤経費回収率
類似団体平均値を大きく下回っており、維持管理の効率化を図るとともに、適切な使用料についての検討が今後の課題となってくる。
- ⑥汚水処理原価
処理施設の老朽化による機器更新費用が増加しているため汚水処理原価が平均値より高い状況である。
- ⑦施設利用率
平均値を下回る数値であり、処理能力に余裕がある。
- ⑧水洗化率
平均値を上回っている。

2. 老朽化の状況について

法適用以前の平成16年度に、最終の処理区の供用を開始しており、管路整備については完了している。近年は、維持管理にコストを投入している。耐用年数を超過して使用している機器もあることから計画的な更新が必要な状況である。

全体総括

村内の全ての処理区において整備が完了しており、近年は維持管理にコストがシフトしている。しかし、経費回収率が低く、維持管理の効率化とともに使用料の検討が課題となっており、経営の健全化を図る必要があると考えている。経営戦略は、令和2年度に策定され、令和6年度に改訂を行う。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

(4) 施設の見直し

全ての処理場が、供用開始から20年以上を経過し、特に機械・電気設備において老朽化による機能低下が顕著に現れています。各施設において、適宜の補修を実施し、機能維持に努めてきましたが、令和2年度策定の最適整備構想にて、令和8年度以降、機能復旧に伴う機器更新の費用が増大し、維持管理費全体が増加する見直しとなっています。

(5) 組織の見直し

現在、開発部建設課にて施設の維持管理を行っていますが、一般会計業務と兼務のため多忙を極めています。業務の効率化や職員の負担軽減のため、維持管理業者への委託を行っており今後も継続していく予定です。また、担当職員を維持管理に関する研修会に参加させるなど、教育訓練を十分に行い、業者を指導できるように維持管理能力の向上に努めます。

3. 経営の基本方針

農業集落排水は生活環境の改善、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な基盤施設であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められています。このため、「農業集落排水サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を維持する」を基本方針とします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の中には供用開始後30年近く経過するものもありますが、今までに国県の補助事業を利用するなど適宜の設備更新を行ってきました。今後は計画的かつ持続的に機器更新等の維持管理を行っていきます。
-----	--

○管渠、処理場等の更新に関する費用
令和2年度策定の最適整備構想に基づき、計画的に機器更新等を行い、少ない投資でより大きな効果が得られるよう、計画的な更新を持続的に行っていきます。これにより大掛りな更新工事を適切な時期に実施することにより機器更新にかかる維持管理費の削減を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	処理施設の老朽化による機器更新費用の増加が見込まれるため、財政状況を踏まえ使用料の引き上げを検討し、経営基盤の維持を図ります。 また、国・県などによる補助事業を活用し、経済的かつ計画的に維持管理を行います。
-----	--

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
現在、村財政は一般会計において安定的な収入を維持しており、早急に使用料を上げなければならない状況にはないため、当面は現使用料を継続しますが、今後は財政状況を踏まえ段階的に見直しを検討し、使用料収入の増加に努めます。

○県などの補助金に関する事項
国県などによる補助金を、選択的に活用することにより、経済的かつ計画的に維持管理や改修を行います。

○繰り入れ金について
村民サービスの一環として、引続き一般会計からの補助金を一部財源に充てます。

○地方債について
現在の地方債残高については令和7年度に償還が完了する予定です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項
担当者2名分の職員給与費を計上しています。

○委託費に関する事項
業務の効率化や職員の負担軽減になる部分(管理運営費)について、農業集落排水事業に詳しい維持管理業者へ委託を行うこととしています。建設課の担当者は定期的に部署の異動があり、職員だけで維持管理業務を担うことは負担が著しく大きいため、今後も委託業者を活用し適切な維持管理を行っていきます。同時に担当職員の教育訓練を十分に行い、維持管理能力の向上に努めます。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算) 〔 見 込 〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分									
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)	28,323	28,200	28,146	28,165	28,184	28,204	28,223
		(1) 料 金 収 入	28,323	28,200	28,146	28,165	28,184	28,204	28,223
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
		(3) そ の 他							
	2. 営 業 外 収 益	2. 営 業 外 収 益	318,117	369,402	306,338	307,901	300,980	308,959	300,938
		(1) 補 助 金	102,903	153,414	136,905	138,468	131,547	139,526	131,505
		他 会 計 補 助 金	102,903	145,734	136,905	133,348	131,547	134,406	131,505
		そ の 他 補 助 金		7,680		5,120		5,120	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	215,203	215,980	169,424	169,424	169,424	169,424	169,424
		(3) そ の 他	11	8	9	9	9	9	9
		収 入 の 計 (C)	346,440	397,602	334,484	336,066	329,164	337,163	329,161
		1. 営 業 費 用	335,775	384,876	323,686	325,205	318,932	326,205	318,932
	(1) 職 員 給 与 費	(1) 職 員 給 与 費	13,170	21,999	22,832	22,832	22,832	22,832	22,832
		基 本 給 与 費	6,515	8,926	9,024	9,024	9,024	9,024	9,024
		退 職 給 付 費							
		そ の 他	6,655	13,073	13,808	13,808	13,808	13,808	13,808
	(2) 経 営 費	(2) 経 営 費	111,352	145,140	129,934	131,453	125,180	132,453	125,180
		動 力 費	17,510	27,655	23,444	23,444	23,444	23,444	23,444
		修 繕 費	14,384	14,536	15,516	11,198	11,198	11,198	11,198
		材 料 費							
	(3) 減 価 償 却 費	(3) 減 価 償 却 費	79,458	102,949	90,974	96,811	90,538	97,811	90,538
		2. 営 業 外 費 用	211,253	217,737	170,920	170,920	170,920	170,920	170,920
		(1) 支 払 利 息	9,078	12,270	10,432	10,496	9,867	10,592	9,863
		(2) そ の 他	1,346	507	86				
支 出	(2) 支 出 の 計 (D)	(2) 支 出 の 計 (D)	7,732	11,763	10,346	10,496	9,867	10,592	9,863
		経 常 支 出 の 計 (E)	344,853	397,146	334,118	335,701	328,799	336,797	328,795
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,587	456	366	365	365	366	366
		特 別 利 益 (F)							
	特 別 損 失 (G)	特 別 損 失 (G)	1,613						
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,613						
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 26	456	366	365	365	366	366
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 26	430	796	1,161	1,527	1,892	2,258
	流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)	112,720	145,668	190,956	330,507	264,261	362,325	352,574
		う ち 未 収 金	55,800	91,891	102,662	207,985	175,211	246,054	238,409
	流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)	115,451	137,889	178,795	317,529	250,493	347,768	337,228
		う ち 建 設 改 良 費 分	12,811	3,353					
		う ち 一 時 借 入 金							
		う ち 未 払 金	101,588	133,014	177,211	315,945	248,909	346,184	335,644
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0.09						
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		28,323	28,200	28,146	28,165	28,184	28,204	28,223
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)								
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 の 規 模 (P)								
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)								

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		(決 算)	(決 算 見 込)					
資本的収支	1. 企 業 債							
	うち 資本 費 平 準 化 債							
	2. 他 会 計 出 資 金							
	3. 他 会 計 補 助 金	67,839	56,453	100,946	147,295	100,087	134,962	133,702
	4. 他 会 計 負 担 金							
	5. 他 会 計 借 入 金							
	6. 国(都道府県)補助金	14,024	18,290	26,030	113,208	100,280	154,680	153,400
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金							
	8. 工 事 負 担 金	700	600	600	600	600	600	600
	9. そ の 他							
	計 (A)	82,563	75,343	127,576	261,103	200,967	290,242	287,702
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純 計 (A)-(B) (C)	82,563	75,343	127,576	261,103	200,967	290,242	287,702
	1. 建 設 改 良 費	61,358	64,288	125,719	262,599	202,463	291,738	289,198
	うち 職 員 給 与 費							
	2. 企 業 債 償 還 金	22,958	12,812	3,353				
	3. 他会計長期借入返還金							
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
	5. そ の 他							
	計 (D)	84,316	77,100	129,072	262,599	202,463	291,738	289,198
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,753	1,757	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,753	1,757	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他							
計 (F)		1,753	1,757	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		16,164	3,353					

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		(決 算)	(決 算 見 込)					
収 益 的 収 支 分		102,903	145,734	136,905	133,348	131,547	134,406	131,505
	うち 基 準 内 繰 入 金	96	96	96	96	96	96	96
	うち 基 準 外 繰 入 金	102,807	145,638	136,809	133,252	131,451	134,310	131,409
資 本 的 収 支 分		67,839	56,453	100,946	147,295	100,087	134,962	133,702
	うち 基 準 内 繰 入 金							
	うち 基 準 外 繰 入 金	67,839	56,453	100,946	147,295	100,087	134,962	133,702
合 計		170,742	202,187	237,851	280,643	231,634	269,368	265,207

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	107,803	141,193	128,325	140,153	153,579	
		(1) 営 業 収 益 (B)	30,822	31,736	31,856	31,231	31,075
		ア 料 金 収 入	30,524	31,171	31,600	31,024	30,864
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)					
		ウ そ の 他	298	565	256	207	211
		(2) 営 業 外 収 益	76,981	109,457	96,469	108,922	122,504
		ア 他 会 計 繰 入 金	76,981	109,457	88,469	108,922	122,504
		イ そ の 他			8,000		
	2 総 費 用 (D)	84,239	86,699	134,863	149,663	152,992	
		(1) 営 業 費 用	76,783	80,424	129,820	145,903	150,522
		ア 職 員 給 与 費					
		ウ ち 退 職 手 当					
		イ そ の 他	76,783	80,424	129,820	145,903	150,522
		(2) 営 業 外 費 用	7,456	6,275	5,043	3,760	2,470
		ア 支 払 利 息	7,456	6,275	5,043	3,760	2,470
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息					
	イ そ の 他						
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		23,564	54,494	△ 6,538	△ 9,510	587
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	35,523	31,871	40,086	44,610	39,480	
		(1) 地 方 債					
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債					
		(2) 他 会 計 補 助 金	27,804	28,985	30,215	31,500	28,302
		(3) 他 会 計 借 入 金					
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金					
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	5,710	2,080	9,714	12,622	10,666
		(6) 工 事 負 担 金	2,000	800	100	300	500
	(7) そ の 他	9	6	57	188	12	
	2 資 本 的 支 出 (G)	57,151	88,010	35,548	34,730	33,648	
		(1) 建 設 改 良 費	29,347	59,025		1,969	3,900
		ウ ち 職 員 給 与 費					
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	27,804	28,985	30,215	31,500	28,302
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金					
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			5,333	1,261	1,446
		(5) そ の 他					
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 21,628	△ 56,139	4,538	9,880
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		1,936	△ 1,645	△ 2,000	370	6,419
積 立 金 (K)							
前年度からの繰越金 (L)		135,010	136,946	135,301	133,301	133,671	
前年度繰上充用金 (M)							
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		136,946	135,301	133,301	133,671	140,090	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)							
実 質 収 支 黒 字 (P)		136,946	135,301	133,301	133,671	140,090	
(N)-(O) 赤 字 (Q)							
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)							
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		96	122	78	77	85	

投資・財政計画
(収支計画)

地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)					
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	30,822	31,736	31,856	31,231	31,075
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)					
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)					
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)					
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)					
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)					
他会計借入金残高 (W)					
地方債残高 (X)					

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)
収益的収支分		76,981	97,058	88,469	108,922	122,504
	うち基準内繰入金					
	うち基準外繰入金	76,981	97,058	88,469	108,922	122,504
資本的収支分		27,804	28,985	30,215	31,500	28,302
	うち基準内繰入金					
	うち基準外繰入金	27,804	28,985	30,215	31,500	28,302
合 計		104,785	126,043	118,684	140,422	150,806

原価計算表

供用開始年月日 平成4年から平成16年
 処理区域内人口 3,912人
 計算期間 自R7年4月 至R12年3月
 (5年間)

収入の部

項	目	金額			
		最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使	用 料 (X)	千円 28,323	千円 28,184	千円	千円 28,184
受	託 工 事 収 益				0
そ	の 他				0
合	計	28,323	28,184	0	28,184

支出の部

項	目	金額			
		最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	修 繕 費	5,998	8,198		8,198
	材 料 費				0
	路 面 復 旧 費				0
	委 託 料	15,368	10,422		10,422
	そ の 他	2,556	3,393		3,393
小	計	23,922	22,013	0	22,013
ポンプ場費	人件費				0
	給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	動 力 費	925	1,451		1,451
	修 繕 費	3,040	727		727
	材 料 費				0
	薬 品 費				0
	委 託 料	14,440	3,716		3,716
	そ の 他	50	87		87
小	計	18,455	5,981	0	5,981
処理場費	人件費				0
	給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	動 力 費	14,029	18,600		18,600
	修 繕 費	5,346	3,136		3,136
	材 料 費				0
	薬 品 費	391	866		866
	委 託 料	36,730	68,581		68,581
	そ の 他	1,351	1,333		1,333
小	計	57,847	92,516	0	92,516
一般管理費	人件費	6,515	9,024		9,024
	給 料	3,622	9,103	96	9,007
	福 利 費	3,033	4,756		4,756
	流域下水道管理運営費負担金				0
	委 託 料	2,120	5,096		5,096
	そ の 他	11,036	3,220		3,220
小	計	26,326	31,199	96	31,103
資本費	支 払 利 息	1,346	17		17
	減 価 償 却 費	211,253	170,920		170,920
	企 業 債 取 扱 諸 費				0

小	計	212,599	170,937	0	170,937
合	計 (Y)	339,149	322,646	96	322,550

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費 (Y) + (Z)

322,550

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.09$$

<使用料水準についての説明>

使用料は供用開始時に定められた金額から消費税等の増税分を転嫁した他は改定したことがない。
 村内の汚水処理方法としては、農業集落排水により処理をしている住宅が多くを占めるものの戸別の合併処理浄化槽により処理している住宅も2割程度存在する。村の方針として、農業集落排水使用者と合併処理浄化槽使用者における住民負担の均衡を図るため、合併処理浄化槽使用者に対しては維持管理に係る補助金を交付している。従って、農業集落排水の使用料を引き上げる場合は、合併処理浄化槽使用者への補助金を減額することと合わせて議論する必要がある。
 本来であれば、使用料を見直すことで維持管理に要する費用を確保するための検討をしたいが、使用料の引き上げには、本事業外の検討を要する点について難しさが伴っており、一般会計からの繰入れに依存した事業運営が続いている。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後も広域化・共同化の予定はありません。最適化についても、社会的要因により施設の統合は行う予定はありません。
投資の平準化に関する事項	令和2年度策定の最適整備構想に基づき、計画的な施設の更新を実施することで、施設の長寿命化とトータルコスト抑制を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在、村財政は一般会計において安定的な収入を維持しており、早急に使用料を上げなければならない状況ではないため現使用料単価を当面は維持しますが、今後は村財政状況を踏まえた上で段階的に見直しを検討し、使用料収入の増加に努めます。
資産活用による収入増加 の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も全施設の運転管理を包括的に業者に委託することにより維持管理費の削減を図ります。PPP及びPFIは活用する予定はありません。
職員給与費に関する事項	業務内容を踏まえ、適切な職員数の配置に努めます。
動力費に関する事項	施設機械の老朽化が進むと過負荷などにより動力費の増加が懸念されるため、設備機能低下が生じる前に適切な整備を適切な時期に行い動力費のコストダウンを図っていきます。また、間欠運転などが可能な機器を検討し、省エネ運転を行う事により機器の長寿命化と動力費の削減を同時に図っていきます。
薬品費に関する事項	水質規制が年々厳しくなっていく中、水質基準を遵守していく上で、必要に応じて薬品の使用量を調整していきます。過剰な使用量とならない様、十分検討した上で現場での投入量を決めていきます。
修繕費に関する事項	令和2年度策定の最適整備構想に基づき、計画的に整備を実施していくことにより修繕費を削減していきます。機器を予防的に整備することにより修繕費を抑え、更に長寿命化も図っていきます。
委託費に関する事項	業務内容を把握し、必要作業を絞った仕様書を作成する等、委託費の適正化に努めます。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	計画期間の5年目に改定し、策定後の変化を踏まえた見直しを行い、以降の計画に反映します。 計画期間を終えるときは、既存計画の事後検証を行い、次の10年間を見通した経営戦略を策定します。
-------------------------	--